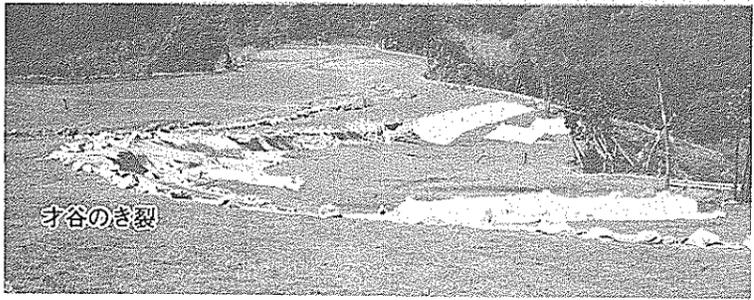


《災害救助法》
適用される

奈路(杖谷)崩壊の恐れ 十一世帯三十人避難



被害額(市関係分) 5億7千万円

主な被害状況

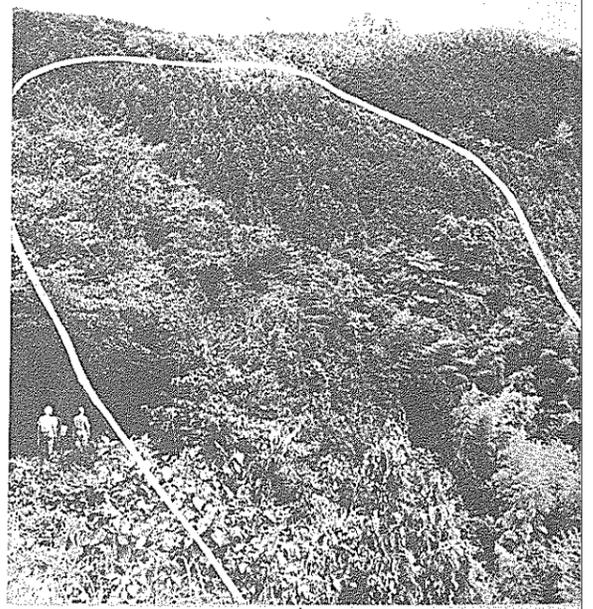
〔人的被害〕			
行方不明	1		
〔住家〕			
半壊	1 (1世帯)	1人	
1部破損	3 (3世帯)	9人	
床上浸水	91 (991世帯)	318人	
床下浸水	448 (448世帯)	1,391人	
〔田・畑〕			
冠水	196.3ヘクタール		
〔道路〕			
決壊・崩土	96カ所		
〔橋りょう〕			
破損	45カ所		
〔被害額〕			
公共土木施設	229,027千円		
農産物被害額	203,532千円		
商工業関係	15,800千円		
農地・山林等	129,400千円		
計	577,759千円		

のろろ台風十七号は、奄美大島付近で一昼夜停滞するなどのめずらしいわざをひき、北へ去っていきましたが、その前面に厚い雨雲をともなつた集中豪雨によつて、台風そのものの被害よりも、仁淀川から物部川にかけての県中央部に多大の被害を与え、十三日夕刻、降り始めてはば一週間ぶりにようやく陽の目を見ることができました。

こんどの台風による南国市の被害は、家屋の浸水が多く、稲生、片山、朝日町、西野々、後免、野田など舟入川から下田川添いにとくに集中していました。

白木谷、蒲原などの山崩れ、奈路杖谷、才谷の青谷のき裂や地すべり、稲生承水溝の決壊などが大きなもの。また、登熟期の中晩稲の倒伏、二番稲や裏作野菜の冠水などによる農産物、道路、橋りょうなどの公共土木施設の被害もかなりにのぼりました。

とくに十二日午後九時過ぎ、男子全職員が招集され、河川の越流か所や決壊した稲生の承水溝への土のう積み、消防署員



十二日午後十時過ぎから翌朝五時三十分まで、二千七百袋の土のうで応急措置をされた承水溝(足が谷)

幅百二十、長さ二百の大きな山崩れの危険性をはらむ奈路の杖谷は、谷の流れが変るなど地すべりがなお続き、不気味な日々をおくっています。



(朝日町の浸水)

や団員、地元民などと共に翌朝五時三十分まで活躍しました。

また、十二日午後七時、才谷川添いの植野地区に避難勧告が出され、二十四世帯六十四人が久礼田小学校へ避難し、朝日町、白木谷、片山、稲生、岡豊などで浸水や山崩れの危険から事前に公民館など、或は知人の宅へ八九十九名が避難しました。

十四日午前九時十五分、災害対策本部へ行方の判らない人のいることの連絡があり、直ちに警察、消防団員や署員、地元の人々でその行方を探しています。

なお、大きな山崩れの危険がある奈路西部(杖谷)の十一世帯二十一人に対し、十四日午後四時五十分、避難勧告により全員避難し、現在に至っています。杖谷の中腹を通じる県道奈路・上倉線は路面が陥没、応急措置はされていますが通行止めとなり、上倉の十七世帯の人たちはなかなば孤立し、車での通行が途絶しています。

市は奈路の山崩れ対策として、十八日に急換警報機を設置しました。なお、才谷の山崩れについては関係者との話し合いで警報機を設置することになっています。

限りなき市民要求の反映へ

オ二回市政モニター発足

第二回市政モニターの委嘱式が、さる九月十九日、市役所オ二会議室で開かれた。

まず、市長が「私たちのいつも聞いている声にはさまさまの利害関係があることを痛感する。より正確な声を聞くためにはみなさんの力が必要。ご苦労なことですが市政のために今後協力してほしい」とあいさつ。このあと、助役、企画財政課長が財政問題など市政に



十七人の方にモニターとして活躍してもらうことになった。任期中には、三回のアンケートへの回答座談会一回などが予定されている。

きょうの話題・あすの話題

災害と税金

台風によつて被害を受けた人に所得税などの免除や軽減についてお知らせします。

申告や申請などの書類、税務署に出す申告書や申請書、そのほか届出などの書類や、税金を納めることが期限内にできないときには、二カ月まで期限の延長ができます。

■災害減免と雑損控除
災害により住宅や家財に損害をうけたときの減税には次の二つの方法があり、どちらから有利な方法を選ぶことができます。

(1) 雑損控除
災害による損失額が、その年の所得総額の十分の一をこえる部分の金額については、これを所得の総額から控除することができます。なお、二年間繰り越して控除を受けることができます。また、予定納税額のある人は、期分について減額申請ができます。

(2) 災害減免法
この方法は住宅や家財が半分以上の損害を受け、しかもその年の所得が四百万円以下のときに、次のような免除または軽減が受けら

れます。

○所得総額が二百万円以下
全額免除

○所得総額が二百万円～二百五十万円
1/2の軽減

○所得総額が二百五十万円～四百五十万円
1/3の軽減

○所得総額が四百五十万円～四百九十九万円
1/4の軽減

■事業用資産の損害があるとき
商工業者の商品や原材料などのたな卸資産、店舗、工場、倉庫、機械設備などに受けた損害額は、事業所得を計算するときに必要経費となります。

■給与所得者(サラリーマン)
源泉所得税の徴収猶予や今年になって納付した源泉所得税額の還付を受けることができます。

■相続財産などについて災害を受けたときは、相続税などが軽減されます。

■納税は猶予されます。
(1) 所得税などの国税は、納税者の申請で納税の猶予が認められます。
(2) 納税の猶予は、納税の期限を延ばす申請をしている人でも猶予ができます。この場合は延長している期限の翌日から納税の猶予がなくなります。

手続きなどくわしくは税務署におたずねください。

